

この町の 未来へと続く 羅針盤

立地適正化計画



人口減少や高齢化が進む中、日常生活サービスの衰退や公共交通の確保・維持が地域の大きな課題となっています。地域が抱えるこの課題を解決するためには、居住や商業、医療、行政などの都市施設を集約したコンパクトな都市形成と持続可能な公共交通ネットワークの構築が必要です。町では、「鞍手町立地適正化計画」を策定し、この課題に対応したまちづくりを進めていきます。

2045年の町の人口は現在の6割に減少
高齢化率は4割に

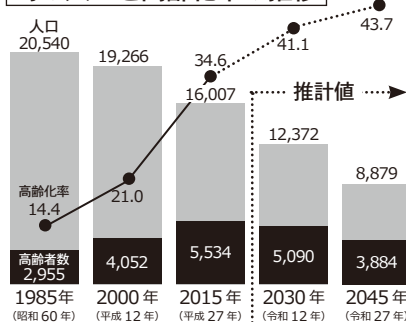
鞍手町の人口は、1985年（昭和60年）の2万5400人をピークに減少傾向が続いています。また、社人研※の推計では、23年後の2045年（令和27年）には、町の総

人口は8900人弱に、高齢化率は約44%になるとされています。

このままのペースで高齢化が進めば、多くの高齢者が日常生活で公共交通に依存せざるを得なくなり、また一方で、人口減少により公共交通事業者の撤退・縮小や、日常的に利用する商業、医療

などのサービス施設の減少が予測され、不便で住みにくい町になっていく可能性があります。

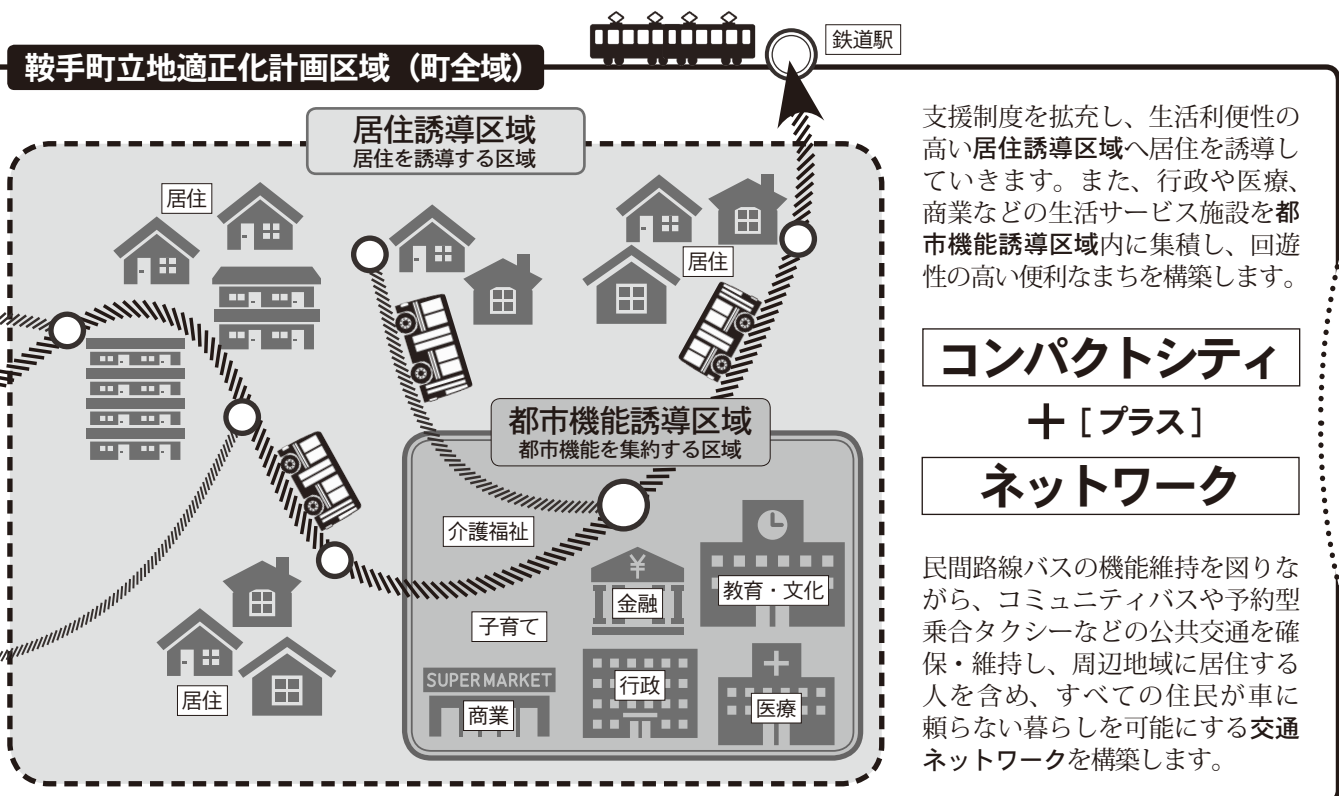
町の人口と高齢化率の推移



町では、このような課題を解決するため、居住の誘導や都市施設の集約、持続的な公共交通の構築に一体的に取り組む「コンパクトシティ+（プラス）ネットワーク」の考え方に基づく立地適正化計画を策定し、将来に向けたまちづくりを進めていきます。

居住や都市の誘導区域は長い年月をかけ、緩やかに誘導・集約する区域

立地適正化計画では、居住を誘導する居住誘導区域と行政や商業、医療などの都市施設を集約する都市機能誘導区域を定めています（下図）。



立地適正化計画が掲げるまちづくりの方向性

※社人研 国立社会保障・人口問題研究所

立地適正化計画(案)への 意見を募集します



町では、鞍手町立地適正化計画(案)への意見(パブリック・コメント※)を次のとおり募集します。

- **募集期間** 令和4年1月6日(木)から2月4日(金)まで
- **計画案の確認方法** 計画案は町のホームページに掲載するほか、次の公共施設で確認することができます
 - ▷ 役場庁舎(地域振興課)、中央公民館、総合福祉センター「くらの郷」
 - ▷ 町ホームページ(URL) = <https://www.town.kurate.lg.jp>
- **意見の提出方法** 意見は、①役場地域振興課窓口へ直接、②郵便またはファックスで提出してください。なお、計画案への意見は、指定された様式で提出してください。指定の様式は町ホームページからダウンロードすることもできます。また、意見は、町ホームページの専用フォームから直接入力して提出することもできます
- **問い合わせ** 役場地域振興課立地適正化係(〒807-1392鞍手町大字中山3705番地) ☎42局2111番まで

※パブリックコメント

公的な機関が、政策や条例などを制定しようとするときに、広く公に意見・情報・改善案を求める手続き方法。鞍手町では、皆さんの多様な意見や情報などを反映させていきます。また提出された意見は、町の考え方とともに公表します。

区域外で届出の対象となる行為(例)

○居住誘導区域以外で行う開発行為など

- ① 3戸以上の住宅を建築する目的の開発行為



届出が必要
3戸以上の住宅の開発行為



届出が必要
3戸以上の集合住宅の開発行為

- ② 1戸または2戸の住宅を建築する目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上



届出が必要
1戸の規模が1,200㎡の開発行為

○都市機能誘導区域以外で行う建築などの行為

計画に位置付けられた誘導施設を新築、改築したり、用途を変更する場合



届出が必要



- **届出が必要な行為**
 - ① 3戸以上の住宅開発や建築、1戸または2戸の住宅開発で規模が1,000㎡以上のもの
 - ② 誘導施設の開発や建築など

聞き、計画案を策定しました。区域外の一定規模以上の住宅開発などには届出が必要

立地適正化計画は、令和4年3月に公表する予定です。この計画の公表後には、設定された居住誘導区域や都市機能誘導区域以外の地域で、次のような一定規模以上の住宅開発などを行う場合には、事前の届出が必要になります(上図)。ただし届出は、誘導区域以外の建築行為や開発行為を制限するものではありません。

また、町が維持や誘導したい都市施設を誘導施設として設定しています。

この居住誘導区域や都市機能誘導区域は、居住や都市施設を強制的に立地させる区域ではありません。また、計画によって住宅や施設の立地場所を制限するものではありません。これから長い年月を

かけて、緩やかに誘導・集約していく区域です。

町では、令和2年6月に、有識者や住民代表、関係行政機関の代表者で「鞍手町都市再生協議会」を設置。町が抱える課題の抽出や目指すべき都市の考え方、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定、誘導施策などについて意見を

●居住誘導区域

商業、医療などの生活利便施設の持続的な維持を目的として、人口密度を維持するために居住を誘導する区域

●都市機能誘導区域

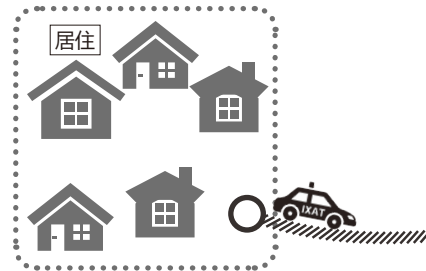
病院やスーパーマーケット、銀行、町役場、保育所などの都市機能を誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域

●誘導施設

便利さを実感できるまちを実現するために都市機能誘導区域内に立地を誘導する施設。行政、介護福祉、子育て、商業、医療、教育・文化機能を持つ施設を位置付けている

交通ネットワーク

コミュニティバスなどの公共交通を確保・維持し、町内どこからでも都市機能誘導区域へ移動できる公共交通体系を構築します



- ・ 民間路線バス
- ・ コミュニティバス
- ・ 予約型乗合タクシー

